

平塚市妊婦健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき、本市が行う妊婦の健康診査（以下「健康診査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健康診査を受けることのできる者は、本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている妊婦とする。

2 その他市長が必要と認める者とする。

(実施医療機関)

第3条 健康診査を実施する医療機関は、神奈川県産科婦人科医会（以下「産科婦人科医会」という。）に健康診査費用の請求を行うことのできる医療機関（以下「実施医療機関」という。）及び市長が必要と認めた実施医療機関以外の医療機関（以下「委託医療機関」という。）とする。

(健康診査費用の補助)

第4条 本市は、対象者が実施医療機関又は委託医療機関に支払うべき健康診査の費用を補助する。

2 前項の規定による補助は、平塚市妊婦健康診査費用補助券及び追加補助券（以下「補助券」という。）を対象者が妊娠の届出をした際（対象者が他の地方公共団体において妊娠の届出をした場合にあつては、本市に補助券の交付を申請し、その交付を決定した後）に当該対象者に交付することにより行う。

3 補助券の金額及び交付枚数は次のとおりとする。

(1) 平塚市妊婦健康診査費用補助券

(ア) 1回目診療分 16,000円 1枚

(イ) 2回目から5回目まで及び7回目から10回目までの診療分 4,000円
8枚

(ウ) 6回目診療分 5,000円 1枚

(エ) 11回目から14回目までの診療分 3,000円 4枚

(オ) 15回目から19回目までの診療分 多胎児用補助券 5,000円 5枚

(2) 平塚市妊婦健康診査費用追加補助券(以下「追加補助券」という。) 5,000円2枚 1,000円25枚

4 対象者は、健康診査の受診1回につき1枚の平塚市妊婦健康診査費用補助券を使用できるものとする。

5 追加補助券は、1回目から19回目の平塚市妊婦健康診査費用補助券に上乘せして、受診費用を超えない分まで使用することができる。ただし、追加補助券のみの使用はできないものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、本市は、対象者が実施医療機関及び委託医療機関以外の医療機関において健康診査を受診した場合において、対象者が実施医療機関又は委託医療機関以外の医療機関に支払うべき健康診査の費用を補助することができる。この場合における補助は、別に定めるところにより行うものとする。

7 本市は、対象者が交付された補助券の使用ができなかった場合(前項本文に規定する場合を除く。)においては、別に定めるところにより補助を行うことができる。

(健康診査の実施及び実施医療機関における補助券の取扱い)

第5条 補助券の交付を受けた対象者は、補助券に所定の事項を記載の上、これを母子健康手帳とともに実施医療機関又は委託医療機関に提出し、健康診査を受診する。

2 実施医療機関は、補助券に健康診査の必要事項を記載し、これを取りまとめた上、産科婦人科医会に、その指定する期日までに提出するものとする。

3 産科婦人科医会は、補助券に記載された内容、受診件数等を確認した後、市長に、その指定する期日までに提出するものとする。

(産科婦人科医会への支払)

第6条 産科婦人科医会は補助券の金額の合計額に相当する金額及び集計等に係る事務費を本市に請求し、本市はこれを支払う。

(委託医療機関における補助券の取扱い)

第7条 委託医療機関における補助券の取扱いは、本市との委託契約に定めるところによるものとする。

(健康診査の事後指導)

第8条 実施医療機関及び委託医療機関は、健康診査の結果、医療を要すると判断した対

象者が適切な医療を受けられるよう指導するものとする。

- 2 本市は、健康診査の結果に基づき、医療機関と密接な連携をとり、必要に応じて対象者の訪問指導を行う等適切な保健指導に当たるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平塚市妊婦健康診査実施要綱（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置等)

- 2 改正後の第4条第3項の規定は、施行日以後に補助券の交付を受ける対象者に適用する。
- 3 施行日前に補助券の交付を受けた対象者（施行日以後に出産を予定する対象者に限る。）に係る改正後の第4条第3項の規定の適用については、同項第3号中「5,000円 1枚」とあるのは、「3,000円 1枚 2,000円 1枚（追加交付券）」とする。
- 4 前項の対象者に係る改正後の第4条第4項の規定の適用については、同項中「補助券」とあるのは、「補助券（追加交付券にあっては、6回目以後の診療につき他の補助券と合わせて使用する場合に限り1枚）」とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置等)

- 2 改正後の第4条第3項の規定は、施行日以後に補助券の交付を受ける対象者に適用する。
- 3 施行日前に補助券の交付を受けた対象者（施行日以後に出産を予定する対象者に限る。）に係る改正後の第4条第3項の規定の適用については、同項第3号中「16,000円 1枚」とあるのは、「10,000円 1枚 6,000円 1枚（追加交付券）」とし、「4,000円 1枚」とあるのは、「3,000円 1枚 1,000円 1枚（追加交付券）」とする。
- 4 施行日以後に補助券の交付を受けた対象者のうち、前項にある追加交付券の交付を受けた者に係る改正後の第4条第3項の規定の適用については、前項と同様とする。
- 5 第3項及び前項の対象者に係る改正後の第4条第4項の規定の適用については、同項中「補助券」とあるのは、「補助券（追加交付券にあつては、1回目から5回目、7回目から10回目の診療につき他の補助券と合わせて使用する場合に限り1枚）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。